

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

2017（平成29）年度

事業報告

2017年4月1日～2018年3月31日

目次

2017 年度実施事業の概要	2
2017 年度実施事業の詳細	3
女性人権事業（公1）	3
女性福祉事業（公2）	9
収益事業	13
法人運営に関する事項	14

2017年度実施事業の概要

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会（以下、当会という）は、女性人権事業（公1）と女性福祉事業（公2）の2本の柱を立てて公益事業を推進している。

2017年度も「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現をめざして」を目標として掲げて活動した。その実現のために下記の重点課題を設定した。

①女性人権事業—

参加人数・支援者の増加、事業推進の担い手の育成、女性福祉事業との連携
この課題に関しては、全国各地での公益事業実施にあたって各地の代表者と担当職員による綿密な連絡・調整を心がけ、参加人数の増加を図った。しかし、支援者の増加や担い手育成は十分には達成できておらず、今後も継続していくべき課題である。女性福祉事業との連携は、個別事業で詳細を報告する。

②女性福祉事業 —施設運営の充実

矯風会全体として安全・安心の確保に努め、特に防犯・防災対策に力を入れた。

③広報・情報発信の強化

公益事業のチラシ配布の強化、当会ホームページや雑誌催事投稿欄への掲載依頼、メルマガ、フェイスブック、ツイッターの活用にも努めた。

④財政の安定化

各事業の業務改善を身近なところから始め、経費節減の意識改革につながった。

公益事業の概要

女性人権事業では、創立(1886年)の精神を踏まえ、2017年度も「平和」「性・人権」「酒・たばこの害防止」の3テーマに焦点を当て、女性と子どもの人権向上を目的とした啓発活動を行った。

女性福祉事業では、緊急避難センター「女性の家HELP」および単身女性のための中長期滞在施設「矯風会ステップハウス」の運営を継続した。新構想による施設運営を計画していたが、中長期滞在の利用者減少によって構想の再点検を行い、ステップハウスは2018年3月末で一時休止とすることを決定した。

両施設とも年間を通じ施設の防火、防犯、食品衛生、伝染性疾患や感染症対策など具体的な安全対策の再点検と改善を実施した。特に防犯・防災に力を入れ防犯カメラを設置、職員を対象にした防犯防災研修会を実施した。

収益事業の概要

当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源としている。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられている。

*当会全体では、収益が97,962千円、費用は98,236千円だった。費用の内訳は公益目的事業に70,863千円、管理費7,344千円で、公益目的事業比率72.135%となった。

2017年度実施事業の詳細

2017年度女性人権事業（公1）

当会は創立以来131年、女性の人権向上を求め、また平和を唱えながらアジア太平洋戦争を阻止できなかったことを反省し、平和の尊さを訴え、一人ひとりが大切にされる社会の実現のために活動を行ってきた。創立当時、女性が社会的権利を持っていなかった時代に果敢に立ち上がった先輩女性たちの志・信念を高く掲げつつ、2017年度も武力によらない平和、性的人権の確立、アディクション問題の啓発を中心に、「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現」に取り組んだ。『婦人新報』は、公益移行に伴い、機関誌から啓発誌の位置付けに変わっているが、さらに広い読者層を得るため、121年の歴史のある名称を、2017年4月発行号より「k-peace」と改めた。

1. 講演会やシンポジウム、ワークショップ等の開催、政策提言

<女性人権事業と女性福祉事業による共同企画>

女性人権事業と女性福祉事業の連携を深めるという2017年度計画に基づき、共同企画「参観研修『東京婦人補導院及び八王子少年鑑別所参観研修を通して売春を取り巻く環境や女性支援のあり方について学ぶ』（2017年11月）を実施した。売春防止法に基づく女性処遇の在り方及び法制度の課題等を考察する機会を設け、人権・福祉双方から担当者が協力しあい、充実したフィールドワークとなった。当会会員、一般市民に加え、行政・NGOの女性福祉関係者が多数参加した。

<平和部門>

平和部門は「戦争の記憶を次世代に引き継ぐこと、平和憲法の大切さとその果たしてきた役割を様々な視点から検証し、その意義を伝える」、「原発はいのちと共存しないゆえに反対する」「女性と子どもが安心して安全に暮らせる社会を実現する」という方針のもと活動を進めてきた。

2017年度は与党による憲法改定特に憲法9条改憲の動きが活発化する中、憲法が私たち一人一人の生活とどのように関わっているか、与党改憲案が実現した場合どのような社会となるのかなど、各地域において憲法と自らの生活を結びつけて考える講演会、学習会が多く開催された（大宮、東京、名古屋、金沢、徳島）。

原発問題に関しては、毎年夏に開催する「平和を考えるつどい」にて作家の渡辺一枝さんから「“福島”から考える平和」というタイトルで講演を聞いた（東京）。震災後支援のために自ら現地に足を運んだ講師の経験を通じ、原発事故が地域や住民一人一人の生活に残した爪痕や災害復興のあり方等について考える機会となった。また福岡では「玄海はすぐそこにあります～生活者として原発の問題を考える～」とのテーマで講演会を開催し、原発における被ばく労働、放射能汚染の実態、核のゴミ問題などが明らかにされた。

さらに、k-peace8月号平和部門特集では、「後戻りをしない～ジェンダー平等への歩み」を担当し、憲法24条改憲案の問題点に焦点を当てるとともに、ジェンダー平等に向けた矯風会の活動の歩みや世界の潮流などについて発信した。

また、キリスト者平和ネット、日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会等の協力関係にある他団体と連携して、護憲・平和・信教の自由・脱原発集会への協力および参加などを行い、メールマガジン等を通じた情報発信に努めた。このほか、平和憲法の理念実現に向けた各種署名活動、および選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求める請願署名も継続して行った。

平和部門関係の要望・抗議書

- ・6/20 安倍晋三内閣総理大臣、金田勝年法務大臣、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長宛て 「改正組織犯罪処罰法の強行採決に抗議し、廃案を求める」
- ・7/21 金田勝年法務大臣宛て 「死刑執行抗議書」
- ・12/22 上川陽子法務大臣宛て 「死刑執行抗議書」

<性・人権部門>

性・人権活動の使命は、「性」を尊厳をもって生きてゆく社会の実現であり、そのために人の尊厳の中核にある性的人権を護り、それを侵す性暴力・性搾取・性虐待の根絶に取り組んでいる。2017年度以下の分野に焦点を当て、北海道、長野県、神奈川県そして東京で複数回の講演会及び初の試みとしてパネル展示会を開催した。また通年にわたり国会・政府・行政機関等への要請行動、政策提言を行った。

女性と子どもへの暴力問題では、9月横浜市において60年以上経った売春防止法に代わる女性支援の新しい法制度を求める講演会、10月札幌市においてはDV被害を経験し様々な困難を乗り越え、現在DV予防教育の研究者として活躍する講師による啓発のための講演会を開催した。7月には東京において、初の試みとしてECPAT/ストップ子ども買春の会と共催で子どもへの性搾取問題啓発のためのパネル展「私たちは『買われた』展」(パネル制作は女子高生サポートセンターColabo)を開催、大きな反響を呼んだ。児童買春・児童ポルノ禁止法に係る被害児童数が過去最悪となっている現状に鑑みて、法執行機関(警察庁・警視庁)への執行強化の要望と協力活動を行った。大手のホテルにまで至るオンデマンド・ビデオ・システムにおける日常的ポルノ配信が児童性搾取画像の温床となっている状況に対して、外国人が多数来日する2020年オリンピックまでの改善に向け、子どもの性被害撲滅対策推進協議会等での要望・提言を行った。また児童買春・児童ポルノ禁止法については児童ポルノ定義の改正を含む法改正要望活動を国会議員等へ行った。矯風会として長年取り組み2015年要望書を提出した性犯罪に関する刑法改正が成り、声明を発表した。

戦時性暴力問題・日本軍「慰安婦」問題の真の解決のためには、日本政府による法的対処と歴史事実の継承が基本であるとの立場に立ち、全ての国における再発防止、戦時性暴力の廃絶を願い要請行動を続けた。矯風会が長年事務局を担ってきた性搾取問題ととりくむ会(1973~2017年度末解散)と連携しつつ活動した。矯風会全国研修会等においてアピール、啓発のため他団体への講師派遣を行った。8月日本軍「慰安婦」問題解決全国行動等主催の第5回メモリアルデー・シンポジウムに協力参加、12月創立記念日には『慰安婦』問題が未来を拓く」と題する講演会を開催、また2018年3月ソウルで開催の同問題解決をめざす第15回アジア連帯会議に参加した。2015年発表の日韓政府合意に対しては2018年1月付日本軍「慰安婦」問題解決全国行動による声明に賛同した。

ジェンダー・セクシュアリティ分野では、トークと交流の会「ありのまま自分らしく生きるー多様なセクシュアリティの中で」第4弾を2018年2月に開催した。牧師であり、人間科学・社会学研究者でもある講師を迎え、「LGBT ブームの光と影」と題した講演会には例年の2倍の参加者があり盛会であった。実際に起きた差別事件や様々な現実のへ鋭い分析とともにユーモアを交えた話に聴衆は引き込まれ、質疑も活発であった。LGBTを含むSOGI（性的指向・性自認）等性の多様性をさらに学ぶ意欲の増す機会となった。

- ・ 声明 7/31 「110年を経て初めての性犯罪処罰に関する抜本改正を評価し、厳格な法執行と被害回復を担保する国の仕組みを要望します」
- ・ 要望書 7/31 東京都検察審査会宛て「(性暴力被害者が加害者起訴を求めて起こした検察審査会への不服申し立てを支援する) 要望書」

<酒・たばこの害防止（アディクション問題）部門>

アディクション問題の啓発と相談、**禁煙推進活動**を継続した。

酒害防止活動で関係の深い一般財団法人日本禁酒同盟と、アルコール依存症問題に関して初の共催講演会を実施した。広報範囲が広がり、回復・相談等の情報を広く啓発することができた。また、講師は禁酒同盟、会場を当会というように分担することで双方の負担を軽減できた。今後も共催を継続する予定である。

2016年度に続いて、新宿区男女共同参画課との共催（区民企画パートナーシップ講座）で講演会を開催した。ギャンブル依存症の家族問題に焦点を当てた内容で、当事者に語ってもらった。

毎年、近隣施設の喫煙女性向けに学習会を開催しているが、2017年度は一般向けとして、2013年度に講演した来馬明規住職を招いた。受動喫煙問題への関心の高まりから非喫煙者が多く、ビジュアル面で工夫された講演は大好評だった。しかし、施設入所者の安全面や匿名性等を考慮すると、対象を限定しての開催が望まれる。自治体との連携事業として、新宿区路上喫煙対策協力員に登録、啓発・声かけ活動を継続した。矯風会のある地域の特性として通行人は外国人が多く、日本語での声掛けや啓発チラシだけでは限界がある。行政を巻き込んだ運動にしていくため、対策協力員の交流会等で実情を報告した。

イッキ飲み防止活動などで協働してきた日本アルコール問題連絡協議会は、アルコール基本法成立を一つの区切りとして、約50年の活動を終了することとなった。当会（会計役員）が、残金の使途提案、今後のアルコール問題での交流継続等の残務整理にあたることとなった。

禁煙推進事業として、矯風会館近辺のポイ捨て吸殻清掃、オリジナルリーフレットの作成・配布等の活動をした。全国禁煙推進協議会に加盟、他団体とも協働した。

2. 啓発誌「k-peace」の頒布（偶数月 年6回発行、約1150部/回）

公益目的の冊子として、より多くの人に親んでもらえるようにと、2017年度より冊子名を「k-peace」と改めた。冊子のコンセプトが明確になるように、ロゴの上に「人権と福祉 女性の視点から」と付記した。121年続いてきた「婦人新報」という名称はなじみ深いものであったが、1年前からの予告により、スムーズに新名称が定着し

つつある。(なお、アルファベットは小文字を使用)

特集タイトルが目につきやすいレイアウトを採用し、また平和をテーマとした読者投稿欄を新設した。冊子と同名のフェイスブックを開設し、刊行のお知らせほか事業の宣伝なども随時行った。

2017 年度特集のタイトルは順に、

「薬物依存症者をワルモノと言う前に」「多様な性（セクシュアリティ）を生きる日常から」「後戻りはしない ～ジェンダー平等への歩み～」「性と法」「もっと女性議員を！」
「過去から現在へ ～日本軍「慰安婦」問題が切り拓いた地平～」。

3. アディクション問題や性搾取・性暴力問題等に関する相談

アディクション問題を抱えた当事者、家族、支援者からの相談(電話・eメール・来会)は男女を問わず受けるが、女性の視点を大切にするフェミニストカウンセリングの手法で対応している。2017 年度は本人・家族・関係者から 30 件(10 人)の随時相談があり、専門機関の紹介や資料提供等を行った。アルコール依存症よりも、ネット依存、機能不全家族問題、コミュニケーション問題等がテーマとなることが増えている。

毎月 1 回の定例開催である A K K (アディクション問題を考える会)相談例会には、12 回で延べ 28 人が参加 (2016 年度 33 人)。自助グループのグループミーティング形式を応用して開催している。

近隣女性施設にて嗜癖・禁煙相談を 5 回開催 (参加者延べ 16 人) した。

このような相談事業を継続するためには、相談員の養成と研修が必要であるが、2017 年度も一般向けのアディクション問題相談員研修は実施できなかった。相談担当者の自主研修だけでは限界があり、今後の課題となっている。

性・人権にかかわる電話相談に随時対応し、傾聴と情報提供を行った。他団体との連携として、PAPS (ポルノ被害と性暴力を考える会) による AV 撮影強要など性搾取被害女性や子ども救援のための相談・カウンセリング実施に協力、安全な相談環境を提供した(5 回)。

【表1】 2017年度 女性人権事業 講演会・学習会等 一覧表

(敬称略)

開催日 人数	講演会タイトル (主題、副題)	講師名 (肩書)	開催場所
5/16(火) 49人	この国の未来をつかむために ～いま、私たちは？～	川野安子 (矯風会理事長、平和部門)	日本基督教団 大宮教会
5/26(金) 34人	24条が変わってしまったら…? ～憲法24条草案を書いたベアテ・シロタの思いと これからのわたしたち～ DVD:「私は男女平等を憲法に書いた」	打越さく良 (弁護士)	矯風会館 ホール
5/27(土) 23人	憲法カフェ ～くつろぎながら憲法のことを学びませんか～	青木有加 (弁護士)	日本基督教団 名古屋教会
6/23(金) 140人	経済活動は何のため、誰のため	浜 矩子 (国際経済学者、同志社大学名誉教授)	矯風会館 ホール
7/6(木) 29人	憲法のこと、ふつうに話そう、 暮らしのことだもの	水野スウ (「紅茶の時間」主宰)	日本基督教団 金沢長町教会
7/8(土) 34人	ありのまま自分らしく生きる 多様な セクシュアリティの中で ～わたしが出会った人たち～	川本恵子 (牧師)	日本基督教団 長野県町教会
7/8(土) 40人	わたしの町の憲法カフェ ～暮らしのなかで考える～	饗場和彦 (徳島大学総合科学部教授)	徳島児童 ホーム
7/8(土) 42人	〈平和を考えるつどい〉 “福島”から考える平和	渡辺一枝 (作家)	矯風会館 ホール
7/13(木) 224人	〈パネル展示〉 私たちは『買われた』展 ～少女たちの証言～ (ECPAT/ストップ 子ども買春の会と共催)	女子高生サポートセンター Colabo と Tubomi (パネル制作)	矯風会館 ホール
8/25(金) 19人	境内禁煙のお寺「とげぬき地蔵」の 住職が語るタバコに関するいろいろ	来馬明規 (住職・医師)	矯風会館 ホール
9/12(火) 26人	女性支援の新しい法制度を求めて ～困難に直面する女性たちと共に～	細金和子 (慈愛寮前寮長、Colabo理事)	かながわ県民 活動サポート センター
9/30(土) 41人	玄海はすぐそこにあります ～生活者として原発の問題を考える～	石丸初美 (玄海原発プルサーマル裁判代表)	日本基督教団 周船寺教会

開催日 人数	講演会タイトル（主題、副題）	講師名 （肩書）	開催場所
10/7(土) 32人	宣教師のみた満州国 （キリスト者遺族の会と共催）	渡辺祐子 （明治学院大学教授）	矯風会館 3階集会室
10/23(月) 34人	DV 被害者から DV 予防教育研究者に	須賀朋子 （北海道酪農大学准教授）	北海道クリス チャンセンタ ー
11/2(木) 40人	<参観研修> 東京婦人補導院及び八王子少年鑑別 所参観研修を通して売春を取り巻く環境 や女性支援のあり方について学ぶ	解説：田口道子 （矯風会性・人権部門） 院内講話：紀恵理子 （東京婦人補導院院長）	東京婦人補導 院
11/8(水) 44人	アルコール依存症治療 ～変わったこと・変わらないこと～ （日本禁酒同盟と共催）	真栄里仁（精神科医、久里 浜医療センター教育情報部 長） 体験談：断酒友の会メンバー他	矯風会館 ホール
12/6(水) 95人	<創立131周年記念講演> 「慰安婦」問題が未来を拓く	梁 澄子（希望のたね基金 代表理事、日本軍「慰安婦」 問題解決全国行動共同代 表）	矯風会館 ホール
2018年 1/24(水) 47人	<新宿区とのパートナーシップ講座> ギャンブル依存…その時 家族はどう する？	田中紀子（ギャンブル依存 症問題を考える会代表） 体験談：GAメンバー	矯風会館 ホール
2/17(土) 70人	<トークと交流の会> ありのまま自分らしく生きる 多様なセクシュアリティの中で LGBT ブームの光と影 ～キリスト教の世界からみる～	堀江有里（牧師、信仰とセ クシュアリティを考えるキ リスト者の会代表）	矯風会館 3階集会室
2/24(土) 24人	象徴天皇制 ～何が問題？迫りくる代替わりの中で～ （キリスト者遺族の会と共催）	鈴木裕子（女性史研究家）	矯風会館 3階集会室
2/26(月) 40人	<神学生交流会ミニ講演会> 拡がる依存症～ 教会員からの相談にどう応えるか？～	新宮三紀（矯風会酒・たば この害防止部門長）	矯風会館 2階集会室
参加人数 合計 1127人			

女性福祉事業（公2）

当会が女性福祉事業として運営している二つの宿泊所は、どちらも困難な状況にある女性の支援を目的としている。入所する際の条件（子ども同伴の有無等）や滞在期間によって、緊急性のある「女性の家HELP」と、中長期滞在の「矯風会ステップハウス」があり、専門スタッフを配置している。宿泊所利用者の多くは、法的制度を活用して入所しているが、法外滞在の者等、現行の日本国民のための法律だけでは対応できない場合でも、必要な支援を提供している。そのような「法のすきま」にいる女性・子どもへの支援には公的資金が付かないため、他の社会資源を必要とする。

2017年度は、2016年度より検討してきた建物老朽化に伴う不都合な点を洗い出し、福祉施設としての安全確保の充実を図った。設備面では防犯対策として防犯カメラの設置等、施設内設備の拡充をおこない、意識啓発としては、福祉施設に働く支援員だけでなくその他の職種の職員も対象にした「防犯・防災全体研修会」を実施した。

さらに、女性人権事業・女性福祉事業に携わる理事・職員に対し、矯風会全体研修として2017年9月30日（土）～10月1日（日）に開催された第20回 全国シェルターシンポジウム「No More Violence(ノーモア暴力)～DV・性被害・差別・貧困の根絶～」への参加を促した。フォローアップとして矯風会全体研修会を開催し、シンポジウム内容の報告や感想を共有した（2017年11/9、11/14）。

女性福祉委員会においては、女性福祉に深い知識と経験のあるアドバイザーを招いてスーパーバイズを受け、利用者の安全・安心を最優先した施設運営のあり方について学んだ。

利用者減少等の事由により、2018年3月末をもって「矯風会ステップハウス」をやむなく一時休止することになったが、困難を抱えた女性や子どもたちの安全な場所の提供に向けて、当会の特性を生かした女性福祉事業のあり方を今後検討していく。

<宿泊所 緊急一時シェルター「女性の家HELP」>

*所在地：非公表

定員12名（女性）

宿泊費（1泊3食付） 大人3,500円 子ども2,500円

個室5 母子室3（同伴男児は10歳まで）

滞在期間は原則として2週間まで

・運営実績

2017年度の入所者数は合計63名、うち外国籍女性7名（同伴児7名）、日本国籍女性44名（同伴児5名）であった。

入所理由の主なものは、外国籍－DV（87.5%）、居所無し（12.5%）。

日本国籍－ 居所無し（36%）、DV（36%）、家族からの暴力（8%）、妊娠（14%）、そのほか（6.0%）であった。

関係行政機関ならびに団体と連携・協力しながら、DVから逃れてくる人々、住居を失った人々等、女性と子どものための緊急一時保護事業を行った。

<宿泊所 中・長期シェルター 「矯風会ステップハウス」>

*所在地：非公表

定員18名（単身女性） 全個室・自炊

洗面・トイレ・シャワー・台所、談話室は共用。

原則として6か月（10室）、さらに1年の延長利用が可能な個室（8室 別フロアー）。

月額利用料：69,800円 光熱水費別途

・運営実績

2017年度入所女性は11名。*このうち2名は東京都女性相談センターの「一時保護委託契約」による受け入れ（延べ11泊）

緊急一時保護後の生活再建の場として、様々な支援を行った。入所率の平均はメインフロアー48%、別フロアー0.7%。

○入所理由 DV(47%)、住居喪失(59%)、病気・障がい(24%)、親・きょうだい等からの虐待(24%)。

*一人で複数の理由があるので、合計は100%を超える。

*「住居喪失」とは、家賃を払えなくなり福祉の支援を求めるような「住居喪失の怖れ」と、「すでに住居を喪失して居所無しである」者の両方を含んでいる。

外国にルーツを持つ者は18%であった。

○入所時の年齢 19～29歳6%、30～39歳35%、40～49歳24%、50～59歳29%、60歳以上6%。多様な年齢構成になった。

○入所前の居場所 自宅からが58%、他施設から18%、住居喪失24%

○滞在日数 一人当たりの滞在日数が増加している。利用目的により、短期と中長期の二極化する傾向にある。

○退所後の行先 地域のアパート転宅47% 他施設35% 自宅6% 実家6% 入院6%

<施設整備等>

東京都及び民間の助成金を得て、施設整備等を行なった。（下記【表2】に記載）

【表2】 2017年度受け取り補助金 一覧表 （単位：円）

補助金の名称	交付者	金額	備考
東京都来日外国人女性緊急保護事業に伴う補助金	東京都	7,200,000	HELP 外国籍女性・母子
広域安全事業	公益財団法人日工組社会安全財団	1,000,000	ステップハウス 宿直ボランティア配置
合計		8,200,000	

1 多言語の電話相談の継続（女性の家HELP）

月～金曜日、10:00～17:00 実施。日本語、タガログ語、英語を中心に、681件(外国籍146件28か国、国籍不明7件)の多様な内容の相談に対応した。

2 心の回復サポートプログラムの継続（矯風会ステップハウス）

外国語支援 外国籍利用者（2017年度3名）のために、日本語教室 2017年度13回実施。（2005年度から継続、通算 460回）

心の回復プログラム 心と体のリラックスを目的とし、ボランティアの協力を得て、ヨガ教室3回、絵てがみ教室3回、ひな祭りのちらし寿司や餃子づくりなど一人暮らしを想定したクッキングレッスンを行った。

季節ごとの催し ひな祭り、春のお花見、クリスマス会、新年お雑煮会等。

物品提供 利用者への衣類・食料品の提供、「10円バザー」の開催等を行った。

3 就労支援の充実 社会参加、就労のための関係機関との連携（矯風会ステップハウス）

ハローワークを活用し、短期就労から始め、徐々に長期の就労にもつながった。

4 退所者支援プログラムの実施（女性の家HELP）

秋のハロウィーンパーティ、クリスマス会等、退所者と子どもへのサポートプログラムを行った。

5 DV、人身売買、移住労働者等の課題に関わる内外関係機関との連携

全国シェルターネットワーク、移住労働者と連帯する全国ネットワーク等関連団体との連携、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議出席（7月）、メコン地域人身取引対策に係る政府担当者との意見交換（9月）、JNATIP（人身売買禁止ネットワーク）の一員としての政府との意見交換会出席（9月）など、国内外の関連機関と外国籍女性への支援について情報交換や連携強化に努めた。

6 スタッフ研修

（1）女性の家HELP 下記研修等に参加

- ・東京都女性相談センター主催の婦人相談員研修（4/18・19、10/4、2018/1/24）
- ・ウィメンズプラザ主催研修会（9/25）
- ・東京都弁護士会主催研修会（11/22、2018/2/27）

（2）矯風会ステップハウス 下記研修等に参加

- ・東京都女性相談センター主催婦人相談員等研修会（10/4、12/1）
- ・矯風会主催 東京婦人補導院及び八王子少年鑑別所参観研修（11/2）
- ・矯風会主催講演会「アルコール依存症治療」（11/8）

（3）矯風会全体研修

- ・第20回 全国シェルターシンポジウム「No More Violence（ノーモア暴力）～DV・性被害・差別・貧困の根絶～」に参加。9月30日（土）～10月1日（日）

7 地域福祉バザーの開催

バザーを開催（2017. 5/25、11/9、2018. 2/22）。寄贈された中古衣類や雑貨等を販売し、事業資金とした。協力関係にある授産施設・クリニック等にも出店の機会を提供した。

8 その他

（1）女性の家HELP

○施設整備

カナダ合同教会の支援により、防犯カメラおよび階段手すり設置、食洗機取替、

玄関扉取り換え等施設内の安全対策の強化につとめた。

○啓発活動

広報ネットワークニュース発行(日本語版2回、英語版1回)、活動説明会(毎月1回)

講師派遣(国内)埼玉県福祉事務所(西部11/7 北部2018/1/30)。

(2) 矯風会ステップハウス

○施設としての危機管理の充実

防犯カメラの設置により利用者の一層の安全対策に努めた。また矯風会全体の合同防犯訓練及び防災訓練にスタッフ、ボランティアが参加した。

○施設設備の充実

カナダ合同教会の支援により居室内冷房設備と冷蔵庫取替。

○啓発活動

- ・ステップハウスニュース日本語版及び英語版 それぞれ年1回発行
- ・ちば女性と子どものサポートセンター研修会講師(10/25)

○地域貢献活動

NPO と協同し「きょうふう会洋服ポスト」として古着回収を継続。2017年度約6.2tを回収。

収益事業（財産運用・不動産賃貸事業）

当会の公益事業を実施していく上で、収益事業収入は欠かせないものである。当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源とした。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられた。

貴重な収入源である不動産等の維持管理には、細心の注意と専門知識が不可欠である。固定資産税・事業税のほか、老朽化に伴う建物の修繕・日常管理(保守点検・清掃)等の諸経費負担が年々増えている現状で、本来の目的である公益事業の妨げとならないように、常に事業のあり方を検討していく必要がある。2017年度は、顧問弁護士、建築士等からアドバイスを得ることが多かった。

下記の事業を行った。

1) 土地賃貸

当会の敷地北端307坪を、財団法人スポーツ会館に貸していたが、契約違反事項が多々あり、2013年に契約解除通知を出した。それに対して、建物の登記上の所有者（当会に無断で転売された）から提訴され、また、財団法人スポーツ会館の代表者と名乗る者も当該裁判に加わったため、弁護士に委任して対応した。東京地裁判決に続き、2017年6月の最高裁にて、2016年12月の高裁判決が確定した。判決内容の一部として、占有者または建物所有者は、土地使用の代償である「賃料相当損害金」を支払うことになっているが、実際には当会の収入とはなっていない実情である。

2) 建物賃貸

公益財団法人東京交響楽団と、矯風会館ホール・事務所・倉庫を貸す建物賃貸借契約を締結している（更新は5年ごと）。賃料は順調に入金されている。東京交響楽団クラシックスペース100にて開催されている震災被災者支援のチャリティコンサート(2017年度4回開催)に、会場設営・広報等で協力した。

矯風会館の老朽化が進行しており、今後の改修・保守点検等の課題がある。

3) 駐車場運営

月極め駐車場50台のスペースがある。個人での乗用車保有率が下がり、駐車場の需要が減少傾向ではあるが、2017年度は約90%の利用率で、8割が商業の大型・中型車である。

契約事項を守らない顧客が増え、敷地内の安全走行啓発や身元確認に留意している。

法人運営に関する事項

- 役員 2018年3月31日現在の役員 理事7名(2016年6月17日選任)
監事2名(2014年6月19日選任)
代表理事 理事長・施設長 川野安子(常勤)
副理事長・会計・施設担当理事 鏡清美(常勤)
業務執行理事 記録・施設担当理事 飯田瑞穂(常勤)
会務・施設担当理事 小泉麻子(常勤)
理事(非常勤) 鷺見八重子 田中暁美 山崎喜美子
監事(非常勤) 松井弘子 的川美砂子(税理士)
- 評議員 2018年3月31日現在の評議員(2016年6月17日選任) 9名
池端志津子 栗木純子 櫻井克子 柴川久仁子 島田百合子 下里綾子
高橋淳子 寺岡シホ子 村上弘子
- 理事会 2017年度5回開催。(2017.6/8、8/30、11/1、12/7、2018.3/7)
事業報告及び決算の承認、次年度事業計画及び予算の承認等、所定の議案審議を行なった。その他、財産管理に関する事項、女性福祉事業の運営・人事変更、財政面の将来展望等についても審議した。
また、毎月1回、代表理事及び業務執行理事による常任理事会を開催し、日常業務の処理を行った。(2017.4/11、5/9、6/14、7/25、9/11、10/3、11/15、12/13、2018.1/17、2/13、3/13)
2018年度理事・監事選任にむけて、候補者推薦作業部会を委嘱し、全国から候補者を募った。
女性ユニオン東京 HELP 分会から、東京都労働委員会宛てに申し立てが出され(2016.10月)、顧問弁護士に委任して対応した。8回の「調査」の後、「あっせん」を3回開催し、和解協定を交わして終了した。
- 評議員会 2017年度定時及び臨時の2回開催。(2017.6/23、2018.3/8)
事業報告と決算の承認、次年度事業計画と予算の報告等。
- 業務改善
就業規則改正作業中。

[事業報告の附属明細書]

2017(平成 29)年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

以上

2018(平成 30)年 6 月 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会